

愛媛県ホームヘルパー協議会 会則

(名称および事務局)

第1条 この会は、愛媛県ホームヘルパー協議会と称し、事務局を愛媛県社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第2条 この会は訪問介護事業の充実強化を期するため、関係機関、団体、特に社会福祉協議会との連携につとめ、会員の資質向上をはかるとともに、事業に関する調査・研究・情報提供等を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係機関、団体との連携を密にし、事業の推進をはかる。
- (2) ホームヘルパーおよび関係者の養成・研修ならびに資質向上をはかる。
- (3) この事業に関する調査・研究・情報の収集と提供を行う。
- (4) ホームヘルパーの地位向上に向けて努力する。
- (5) その他目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 この会は、次の各号に定める会員により構成する。

- (1) 愛媛県内において訪問介護事業を実施している事業所に所属するホームヘルパー
- (2) 通所介護、訪問入浴等に従事する者で、入会を希望する者

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

2 役員は前条第1号の会員の中から選任する。

会 長	1名
副 会 長	<u>2名以内</u>
理 事	<u>6名以内</u>
監 事	<u>2名以内</u>

(役員を選任)

第6条 会長、副会長は、理事の互選とする。

- 2 理事は、各ブロックで候補者を2名以上3名以内選出し、理事会で承認を得て決定した者を理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員により理事会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 監事は会計および事業内容について監査を行う。

(理事会)

第9条 理事をもって構成し、会長が招集し、議長となる。

2 理事会で協議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画および事業報告に関する事項

(2) 予算および決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) 事業にかかる調査・研究・協議・企画・執行に関する事項

(5) その他、会長が付議した事項

3 理事の過半数の出席を得て、出席理事の過半数をもって決す。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、文書をもって理事の意見をまとめ、理事会の議決に代えることができる。

(部会等)

第10条 この会に部会等を設置することができる。

2 部会等運営内規は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費・補助金および寄付金をもってあてる。

2 会費の額は理事会において決定する。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

付 則

1 昭和49年6月1日より施行した会則は廃止する。

2 昭和55年6月1日より施行した会則は廃止する。

3 昭和62年8月20日より施行した会則は廃止する。

4 平成3年4月1日より施行した会則は廃止する。

5 平成4年4月16日より施行した会則は廃止する。

6 平成5年4月22日より施行した会則は廃止する。

7 平成16年5月7日より施行した会則は廃止する。

8 この会則は、平成17年3月17日から施行する。

9 第6条にいうブロック地区は、次のとおりとする。

東予ブロック 今治市、新居浜市、四国中央市、西条市、越智郡

中予ブロック 松山市、伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡

南予ブロック 宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡

10 この会則は、平成20年6月1日から施行する。

11 この会則は、平成21年5月14日から施行する。

12 この会則は、平成27年9月16日から施行する。

13 この会則は、令和6年3月14日から施行する。

14 この会則は、令和8年3月11日から施行する。